

誰もが安心して暮らせるように

発達障害を考える

発達障害ってなあに？

お子さんが

次のことに当てはまりませんか？

- 運動発達の遅れ、あるいは目や耳の障害や知的障害など、どれにも当てはまらないのに、なんだかわが子が他の子と違うと感じた。
- 家では全く気にしていなかったのに、幼稚園や保育園の先生に「困ったことがあります。相談したいのですが…」と言われた。
- 好き嫌いが激しく、食べられる物が数える程しかない。
- 自分のルールにこだわって、なかなか出掛けられない。
- とても怖がりだったり、几帳面すぎて遊びに連れて行くのに苦労したりという育てにくさを感じた。
- 友達と遊んでいるようでも、実は

そばでうろうろしているだけでうまく一緒に遊べない。

- 友達とのけんかやトラブルが絶えない。
- 仲間遊びに全く興味を持ってない。

大人でも

次のことに当てはまりませんか？

- 一度叱られたことを気にして、会社に行けなくなった。
- 片付けられなかったり、忘れ物が多かったり、何度も同じ注意を受けている。
- 他の人と同じところで面白いと思えなくて疎外感を感じる。

これらの事例は一時的なことも多く、このような問題があるからといって何らかの「発達障害」を決め

「発達障害」は、近年よく耳にするようになった言葉ですが、どんなものか皆さんご存じですか。発達障害は、見た目では分かりにくいことや、理解されていないことから、親が知らないケースもあり、悩みや不安を抱えている人や家族がいます。

障害があってもなくても、誰もがこの町ですと安心して暮らしていくために、今月号では発達障害を「知る・理解する・支援する」の項目に分けて考えてみたいと思います。

付けるわけではありません。

しかし、これらの事柄が解消されず、ある程度以上の期間続くのであれば、相談機関を利用されてはいかがでしょうか。

発達に凸凹があると思ったら、発達障害の可能性がります

発達障害は、人が成長するとともに一つひとつクリアしていくさまざまな発達課題の一部に、年齢にそぐわない程度の課題を残すことが多くあります。

しかし、年齢相応な能力を持っていたり、時には高い能力を発揮する分野を持ち合わせていたりすることから、発達に凸凹があると捉えることができます。

誰しも得手不得手があります。その凸凹が生きにくさや、育てにくさにつながる程度のは発達障害の可能性がります。



出典：「発達障害の理解のために」パンフレット（厚生労働省）

支援体制を整備するため

「発達障害者支援法」が施行

発達障害の人の支援体制を整備するため、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されました。

また「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正で、平成22年12月10日からこれらの対象者に、発達障害の人も加えられました。これにより、発達障害の人も福祉施設の利用などのサービスを受けられるようになりました。

発達障害ってどんな障害？

注意欠陥多動性障害（ADHD）

「注意力」（注意を特定のものにとどめておく力）が弱く、見通しを持って順序立ててものを考えたり、物事をやり遂げたりしていくことが苦手です。すぐに飽きたり、じつくり取り組む場面を避けたり、先延ばしにするなどということがあります。

また、落ち着きがなく、多弁などの「多動性」、考える前に行動したり、目の前の状況に即座に反応したりする「衝動性」も挙げられ、「注意力が弱い」「多動性」「衝動性」がすべて認められる人や一つだけが見られる人もいます。

自閉症スペクトラム障害

相手の気持ちに気づいたり、自分の気持ちを伝えたりというやり取りをする力に弱さがあり、「勝手な人」「マイペース」「空気を読まない」「集団行動がとりにくい」と言われることがあります。

また、場面に合わせての柔軟な対応が難しい人が多く、普段通りの手順や状況が急に変わると混乱したり、細かい部分にこだわったり、対応をパターン化する傾向が強いなどの姿として見られます。

さらに、感覚過敏が認められ、育てにくさに結びつくことが多いです。例えば痛みや熱さなどに対して敏感であったり、逆に鈍感であったりする場合もあります。他にも特定の音や感触に対して拒絶反応を示したり、過度にものにおいをかいだり、

触ったりすること、換気扇・タイヤなど回転する物体、光に対しての強い興味などが挙げられます。

※「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害」は、平成25年に改訂されたアメリカ精神科医学界の診断基準（DSM-5）で「自閉症スペクトラム障害」に一本化されました。

学習障害（LD）

基本的には知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する力のうち特定の力に困難を示します。また、本読みで順に行を目で追って読むことが難しかったり、文字をなかなか覚えられなかったりということもあります。しかし、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーやデジタイズ機（本紙5ページ参照）、計算機の使用など、他の方法を取り入れる工夫をすることができま

きます。

このように発達障害があると、集団参加がうまくいかないことや、失敗体験として捉えられることが多くあります。また、成長とともに育つ自分への期待や、肯定感のはぐくみが阻害される恐れがあります。

文部科学省の調査結果から

学年が上がるにつれて、学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が減少傾向に

平成24年度に文部科学省が行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学年が上がるにつれて学習面、行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小さくなる傾向が報告されています。

この傾向には、次の可能性が考えられます。

- 周囲の教員や児童生徒の理解が深まり、そのことが適切な対応につながり、当該児童生徒が落ち着く。
- 学年が上がるにつれ、学校における生活経験を積む、友人関係ができる、あるいは、部活にやりがいを見い出すなどにより、当該児童生徒が学校に適応できるようになる。

● 小学校低学年では学習面や行動面の問題は見えやすいが、高学年になるにつれてさまざまな問題が錯綜し見えにくくなる。

この結果を踏まえ、発達障害者が持つ悩みを理解し、適切な支援を行うことの大切さが問われています。

それぞれの障害

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠陥多動性障害（ADHD）

学習障害（LD）

自閉症スペクトラム障害

- 自閉症
- アスペルガー症候群
- 広汎性発達障害

支援する

子育ての不安など
ご相談ください

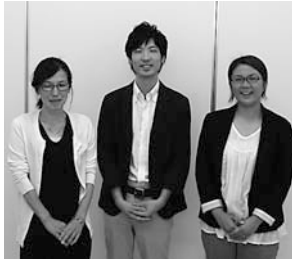
保

健センターでは、乳幼児健診・相談や子どもの教室などの機会を通して、発達障害の可能性を早期に気づき、早期に対応していただけるよう努めています。

また、遊びの教室や、発達相談、幼稚園や保育園の巡回相談を実施し、小学校就学まで保護者と一緒に一人ひとりに合わせた子育てを一緒に考えていきます。

必要があれば医療機関への紹介など、子どもたちを取り巻く関係機関と連携を持ちながら、子どもたちの育ちと保護者の子育てをお手伝いします。

幼児期は発達障害の傾向性が強く出やすいものの、まだ幼いから出ている問題なのか、分かりにくいころでもあります。不安や育てにくさなどが気になれば、ご相談ください。



保健センター

臨床心理士(写真右から2人)と特別支援教育士(写真左)が相談を受け付けています。

本人に寄り添いながら
相談や支援をしています

障

害福祉係では、自立支援医療(精神科通院などの医療費助成制度・障害者手帳・障害福祉サービスの利用に関する申請や相談などを担当しています。

相談は、日常生活の悩みや困っていることを本人や家族から伺います。その人に合った支援につなげるため、内容や詳しい経過、それぞれの思いを十分に聞くことを大切にしています。

支援では、必要に応じて関係機関(県発達障害支援センター「でいあー」、なら東和障害者就業・生活支援センターたいようなど)と連携調整します。

安定した生活が送れるよう本人に寄り添いながら、その時々状況に合った支援が求められていると感じています。



健康福祉課

障害福祉係長 山形順子

より充実した特別支援教育
に努めています

教

育委員会では、幼稚園、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、支援学級には入級していないが、支援が必要な子どもたちに適切な指導と必要な支援を行い、子どもたちをサポートしています。

また、就学指導委員会を設置して、学校や幼稚園を訪問して子ども様子を見たり、本人・保護者・担任との教育相談を行ったりして、自立と社会参加に向けて、将来を見通した相談を実施しています。

一方、学校では、教職員一人ひとりの資質向上を図り、特別支援教育コーディネーターを中心に、支援が必要な子どもたちに関わるすべての教職員と関係機関が連携しています。それぞれの立場で子どもたちの教育的ニーズを把握し、よりよい指導や支援ができるよう取り組んでいます。



教育総務課

指導主事 松井謙友

他の団体と連携して継続的
な支援を行っています

児

童家庭支援センターあすかは、子どもの自立支援を使命とする児童福祉法に規定された「相談・援助の専門機関」です。

センターでは、お越しいただいて話を伺い、援助の方法を一緒に考えていきます。地域において子育てに悩んでいる、困っている、問題があるなどさまざまな子育て家庭に対して継続的な相談援助を行っています。

近ごろでは、子どもの生育や発達、就学に関する相談が増加傾向にあります。保護者や学校などからお受けした相談を基に、子どもへの適切な環境づくりや関わりを共に考え、必要に応じて他の社会機関・団体と連携・協力を図り、プラスの方向に向くよう継続的な支援を行っています。相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。



児童家庭支援センター

あすか
心理相談員 永井里実

相談窓口一覧

※受付時間に曜日の記載のない場合は、土・日曜日、祝日を除きます。相談は全て無料です。

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
妊娠から就学までの子どもの発達や子育ての相談全般	保健センター	☎ 33-8000	午前 8 時 30 分～
身体・知的・精神障害者福祉、精神保健など	健康福祉課障害福祉係	☎ 34-2090	午後 5 時 15 分
児童福祉、子育て支援、児童虐待	健康福祉課子育て支援係	☎ 34-2098	
学校教育、幼児教育に関すること	各幼稚園、小・中学校	直接お問い合わせください。	
集団生活に適応が困難な幼児、小・中学生と保護者のための相談	やすらぎ相談室 (青垣生涯学習センター)	青垣生涯学習センター(生涯教育課) ☎ 32-6193	水・金曜日 午前 10 時～午後 4 時
子育て全般について	地域子育て支援センター 宮古(宮古保育園)	☎ 34-1611 / ☎ イクジ ナヤミ 0120-194-783	午前 10 時～午後 4 時
子育て全般に関する悩み、学校・友達・子ども自身についての悩み、子どもの発達相談など	児童家庭支援センターあすか (桜井市)	☎ 44-5800	月～土曜日(祝日を除く) 午前 9 時～午後 5 時
日常生活上の悩みや就労についての支援、発達障害に関する普及啓発・研修	県発達障害支援センター 「でいあー」(奈良市)	☎ 0742-62-7746	午前 9 時～午後 5 時
障がいのある人の就業生活における自立を図るための就業面と就業に伴う生活面の支援	なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう(桜井市)	☎ 43-4404	午前 9 時～午後 5 時
主に精神障害者への日常生活上で必要な支援や悩みごとに関する相談	生活支援センターいろは	☎ 32-7753	午前 9 時～午後 5 時
主に知的障害者への日常生活上で必要な支援や悩みごとに関する相談	町社会福祉協議会	☎ 34-2118	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分

マルチメディアデージー図書、 デージー図書の貸し出しを始めます

図書館では、10月から活字を読むことが困難な人に有効な図書の貸し出しを始めます。郵送で自宅へ取り寄せることもできます。

マルチメディアデージー図書

音声の流れると同時に、読み上げている本文の文章や画像にしるしが付くので、活字が理解しにくい人でも読書が楽しめます。

デージー図書

活字を読むことが困難な人専用の録音 CD で、取り寄せになります。老眼や弱視の人にもお勧めです。全国の図書館の「デージー図書」の中から、欲しい本を選んでいただけます。(読みたい本の相談もできます)

注意事項

利用にはパソコンや専用再生機などが必要になります。詳細はお問い合わせください。

☎ 図書館 ☎ 32-0262

誰もが尊敬され、一緒に歩んでいける社会に

発達障害者支援法が施行され10年が経ち、相談・支援機関が増え、制度面での整備は進んでいます。発達障害者に興味を持つことで相手を知り、自分のできる範囲で隣にいる身近な人を思いやる気持ちを持ちましょう。それが、発達障害者を含め、より多くの人々が過ごしやすい社会にするために、私たちができることです。

発達障害は、本人のつらさが伝わりにくい障害です。それゆえに、理解されずに傷ついたり、自分自身を

肯定できずに意欲を失ったり、大人になるとうつ病との合併も少なくないといった報告もあります。もし「発達障害かな」と感じたら、早めに相談機関に相談しましょう。そして、苦手な部分や育てにくさなどへの手立てを一緒に考え、みんなで支え合っていきませんか。障害があってもなくても、それぞれの人が尊敬され、その人の好きなことに心を寄せ、一緒に歩んでいける社会にしていきたいと思います。